

改正

昭和38年8月27日規則第90号
昭和40年8月3日規則第65号
昭和41年3月15日規則第7号
昭和46年8月27日規則第59号
昭和56年7月1日規則第72号
昭和57年3月17日規則第11号
昭和57年7月27日規則第71号
昭和57年11月26日規則第86号
昭和58年5月24日規則第47号
昭和58年12月2日規則第74号
昭和59年7月24日規則第71号
昭和60年3月12日規則第10号
昭和60年12月27日規則第102号
昭和61年6月30日規則第64号
昭和62年3月26日規則第11号
昭和62年11月14日規則第95号
昭和63年6月30日規則第56号
平成元年3月28日規則第28号
平成元年9月25日規則第63号
平成2年3月30日規則第17号
平成2年11月9日規則第63号
平成3年6月25日規則第32号
平成4年3月27日規則第24号
平成4年11月9日規則第85号
平成5年6月18日規則第58号
平成6年3月22日規則第11号
平成6年11月16日規則第73号
平成7年3月30日規則第22号
平成7年7月18日規則第51号
平成7年9月19日規則第76号
平成8年9月27日規則第79号
平成9年2月19日規則第1号
平成9年6月19日規則第59号
平成9年10月17日規則第71号
平成10年2月10日規則第8号
平成10年3月31日規則第28号
平成10年7月21日規則第71号
平成10年11月19日規則第92号
平成11年2月19日規則第4号
平成11年4月19日規則第58号
平成11年6月30日規則第66号
平成11年9月17日規則第77号
平成12年1月17日規則第2号
平成12年3月31日規則第18号

昭和39年11月6日規則第122号
昭和40年12月28日規則第101号
昭和43年4月1日規則第25号
昭和55年3月12日規則第8号
昭和56年12月19日規則第96号
昭和57年3月25日規則第12号
昭和57年8月17日規則第73号
昭和58年2月28日規則第13号
昭和58年7月29日規則第55号
昭和59年2月29日規則第4号
昭和59年12月7日規則第91号
昭和60年6月28日規則第70号
昭和61年3月26日規則第19号
昭和61年12月1日規則第89号
昭和62年7月1日規則第73号
昭和63年3月24日規則第9号
昭和63年10月28日規則第83号
平成元年6月23日規則第34号
平成元年11月7日規則第71号
平成2年7月6日規則第45号
平成3年3月30日規則第29号
平成3年11月20日規則第53号
平成4年6月24日規則第55号
平成5年3月15日規則第11号
平成5年11月22日規則第84号
平成6年6月27日規則第45号
平成6年12月24日規則第81号
平成7年6月30日規則第44号
平成7年8月16日規則第71号
平成8年2月14日規則第7号
平成8年12月19日規則第90号
平成9年3月19日規則第9号
平成9年8月19日規則第65号
平成9年12月17日規則第75号
平成10年3月19日規則第12号
平成10年5月19日規則第62号
平成10年9月18日規則第81号
平成11年1月8日規則第1号
平成11年3月31日規則第43号
平成11年5月19日規則第61号
平成11年7月19日規則第67号
平成11年11月29日規則第83号
平成12年2月29日規則第6号
平成12年5月19日規則第79号

平成12年10月27日規則第100号
平成13年1月23日規則第11号
平成13年4月27日規則第79号
平成13年9月28日規則第94号
平成13年11月30日規則第102号
平成14年2月28日規則第3号
平成14年4月30日規則第59号
平成14年7月31日規則第70号
平成15年1月31日規則第2号
平成15年4月30日規則第62号
平成15年7月31日規則第73号
平成15年10月31日規則第84号
平成16年1月30日規則第1号
平成16年4月30日規則第51号
平成16年7月30日規則第64号
平成16年9月30日規則第69号
平成16年11月30日規則第81号
平成17年1月7日規則第1号
平成17年2月28日規則第3号
平成17年3月31日規則第44号
平成17年6月30日規則第62号
平成17年9月30日規則第76号
平成17年10月31日規則第83号
平成18年1月31日規則第2号
平成18年2月28日規則第8号
平成18年4月28日規則第55号
平成18年7月31日規則第66号
平成18年9月29日規則第75号
平成18年11月30日規則第83号
平成19年2月28日規則第8号
平成19年4月27日規則第43号
平成19年6月29日規則第52号
平成19年10月31日規則第69号
平成20年1月29日規則第3号
平成20年3月31日規則第42号
平成20年6月30日規則第54号
平成20年9月30日規則第63号
平成20年11月28日規則第68号
平成21年1月30日規則第3号
平成21年3月31日規則第26号
平成21年5月29日規則第45号
平成21年9月30日規則第56号
平成21年12月25日規則第67号
平成22年2月26日規則第8号
平成22年6月29日規則第36号
平成22年9月30日規則第43号
平成22年12月28日規則第55号
平成23年2月28日規則第3号
平成23年4月28日規則第24号

平成12年11月30日規則第105号
平成13年2月28日規則第14号
平成13年5月31日規則第83号
平成13年10月31日規則第99号
平成14年1月24日規則第1号
平成14年3月11日規則第4号
平成14年5月31日規則第61号
平成14年10月31日規則第85号
平成15年2月28日規則第5号
平成15年5月30日規則第64号
平成15年9月30日規則第83号
平成15年11月28日規則第90号
平成16年2月27日規則第2号
平成16年5月31日規則第53号
平成16年8月31日規則第68号
平成16年10月29日規則第74号
平成16年12月28日規則第88号
平成17年1月31日規則第2号
平成17年3月31日規則第9号
平成17年4月28日規則第54号
平成17年7月29日規則第63号
平成17年10月21日規則第81号
平成17年11月30日規則第89号
平成18年2月9日規則第4号
平成18年3月31日規則第40号
平成18年6月30日規則第61号
平成18年8月31日規則第69号
平成18年10月31日規則第81号
平成19年1月31日規則第6号
平成19年3月30日規則第24号
平成19年5月29日規則第45号
平成19年8月31日規則第58号
平成19年11月30日規則第75号
平成20年2月29日規則第4号
平成20年5月30日規則第50号
平成20年7月29日規則第56号
平成20年10月31日規則第65号
平成20年12月26日規則第71号
平成21年2月27日規則第5号
平成21年4月28日規則第40号
平成21年6月30日規則第48号
平成21年11月27日規則第64号
平成22年1月29日規則第5号
平成22年3月31日規則第12号
平成22年7月30日規則第38号
平成22年11月30日規則第51号
平成23年1月31日規則第2号
平成23年3月31日規則第8号
平成23年6月28日規則第30号

平成23年9月29日規則第37号
平成23年11月30日規則第42号
平成24年1月31日規則第2号
平成24年3月30日規則第22号
平成24年7月6日規則第39号
平成24年9月28日規則第44号
平成24年11月30日規則第48号
平成25年1月31日規則第3号
平成25年3月29日規則第9号
平成25年9月30日規則第38号
平成25年12月27日規則第49号
平成26年2月28日規則第4号
平成26年4月30日規則第22号
平成26年10月31日規則第32号
平成27年1月30日規則第2号
平成27年3月30日規則第6号
平成27年9月30日規則第45号
平成27年12月28日規則第52号
平成28年2月15日規則第3号

平成23年10月31日規則第41号
平成23年12月28日規則第47号
平成24年2月29日規則第3号
平成24年6月29日規則第37号
平成24年7月31日規則第40号
平成24年10月31日規則第46号
平成24年12月25日規則第52号
平成25年2月28日規則第5号
平成25年6月28日規則第32号
平成25年10月29日規則第42号
平成26年1月31日規則第2号
平成26年3月28日規則第11号
平成26年6月30日規則第25号
平成26年12月26日規則第42号
平成27年2月27日規則第3号
平成27年8月31日規則第43号
平成27年10月30日規則第46号
平成28年1月29日規則第1号
平成28年2月29日規則第4号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第4号、第3条第2項、第7条第1項第2号イ及びウ並びに第3号イ（ア）、第9条第1項各号、第11条第1項、第17条の2、第18条第1項第3号、第19条第1項第2号及び第2項、第22条第4項、第23条第1項及び第3項、第24条、第25条、第27条第2項及び第3項、第28条第1項（条例第63条第1項において準用する場合を含む。）、第33条第1項（条例第63条第1項において準用する場合を含む。）、第38条第2項、第44条第2項、第47条第4項（条例第63条第1項において準用する場合を含む。）、第57条第2項、第58条第1項、第59条第1項、第64条第2項、第65条、第71条第3項並びに第72条並びに公の施設の指定管理者の指定等に関する条例（平成16年兵庫県条例第2号）第4条の規定により規則に委任された事項並びに条例の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成8年規則90号〕、一部改正〔平成13年規則99号・18年40号・20年42号・24年22号〕

(県営住宅の名称、位置等)

第2条 条例第3条第2項に規定する県営住宅の名称、位置等は、別表第1から別表第3までのとおりとする。

追加〔昭和56年規則96号〕、一部改正〔平成8年規則90号〕

(入居者の資格に係る障害の程度)

第2条の2 条例第7条第1項第2号イに規定する障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(2) 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

(3) 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

2 条例第7条第1項第2号ウに規定する障害の程度は、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症とする。

3 条例第7条第1項第3号イ（ア）に規定する障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、

当該各号に定めるとおりとする。

(1) 身体障害 第1項第1号に規定する程度

(2) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(3) 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度
追加〔平成24年規則22号〕

(特別賃貸県営住宅の入居者の基準の収入)

第3条 条例第9条第1項各号に規定する特別賃貸県営住宅の入居者の基準の収入は、158,000円以上(入居者又は同居親族が収入のある35歳以下の者であって、子育てを行っている場合その他の特に居住の安定を図る必要がある場合にあっては、123,000円以上)487,000円以下とする。

全部改正〔平成5年規則84号〕、一部改正〔平成6年規則73号・7年51号・8年79号・9年59号・12年100号・18年83号・21年26号・22年8号〕

(県営住宅入居申込書)

第4条 条例第11条第1項の規定により入居の申込みをしようとする者は、様式第1号の県営住宅入居申込書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申込書のほか、必要と認める書類を提出させ、又は提示させることがある。

一部改正〔昭和46年規則59号・平成3年29号・8年90号〕

(公開抽せんの立会い)

第5条 条例第13条に規定する公開抽せんには、入居の申込みをした者のうち2名以上の者を立ち会わせるものとする。

一部改正〔平成8年規則90号〕

(入居補欠者の入居順位)

第6条 条例第15条第1項に規定する入居補欠者の入居順位は条例第13条に規定する公開抽せんによって定めた順位とする。

一部改正〔平成8年規則90号・22年8号〕

(県営住宅入居許可書)

第7条 条例第17条第1項の県営住宅入居許可書は、様式第2号によるものとする。

一部改正〔平成3年規則29号・8年90号〕

(定期使用許可の期間)

第7条の2 条例第17条の2に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 入居の申込みをした日において、当該申込みをした者及びその配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)又は婚姻の予約者の年齢の合計が80歳未満であって、入居者及びその配偶者については、婚姻の届出の日(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合にあっては、これに相当する日として知事が別に定める日)から2年以内であることを条件として条例第17条の2の規定による許可(以下「定期使用許可」という。)をする場合 入居の許可の日から起算して10年間

(2) 入居の申込みをした日において中学校(これに準ずる学校を含む。以下同じ。)を卒業するまでの子を扶養している者について、当該子と同居することを条件として定期使用許可をする場合 入居の許可の日から起算して10年間

(3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として知事が認定した場合 知事が別に定める期間

2 知事は、前項第1号又は第2号に規定する期間の定期使用許可を受けた者について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間の範囲内で、当該定期使用許可の期間を延長することができる。

(1) 定期使用許可を受けた者が、当該定期使用許可の期間の満了する日の属する年の4月1日における年齢が17歳未満であり、かつ、当該者と同居している子を扶養している場合 当該定期使用許可の期間の満了する日の翌日から起算して2年を超えない期間

(2) 定期使用許可を受けた者が、当該定期使用許可の期間の満了する日において小学校又は中学校(これらに準ずる学校を含む。)に在学し、かつ、当該者と同居している子を扶養している場

合 当該子が中学校を卒業する日の属する月の末日までの期間

(3) 定期使用許可を受けた者が、当該者と同居している子を3人以上扶養している場合（当該子のうち少なくとも1人が当該定期使用許可の期間の満了する日において小学校就学の始期に達するまでの子である場合に限る。） 当該定期使用許可の期間の満了する日の翌日から起算して10年を超えない期間

追加〔平成18年規則40号〕、一部改正〔平成24年規則22号・27年6号〕

（定期使用許可に関する説明）

第7条の3 知事は、定期使用許可に係る普通県営住宅への入居の申込みをした者について、条例第11条第2項、第12条、第13条又は第15条第1項の規定により入居者に決定しようとするときは、あらかじめ、その者に対し、様式第2号の2の県営住宅定期使用許可に関する説明書を交付するものとする。

2 前項の規定により県営住宅定期使用許可に関する説明書の交付を受けた者は、様式第2号の3の県営住宅定期使用許可に関する承諾書を知事に提出しなければならない。

追加〔平成18年規則40号〕

（定期使用許可期間満了通知書）

第7条の4 知事は、定期使用許可をしたときは、当該定期使用許可に係る県営住宅の入居者に対し、当該定期使用許可の期間の満了の1年前から6月前までの間に、様式第2号の4の県営住宅定期使用許可期間満了通知書により、当該定期使用許可の期間の満了とともに当該定期使用許可がその効力を失う旨の通知を行うものとする。

追加〔平成18年規則40号〕

（定期使用許可の期間延長申請）

第7条の5 第7条の2第2項の規定により定期使用許可の期間の延長を受けようとする者は、当該定期使用許可の期間の満了の3月前までに、様式第2号の5の県営住宅定期使用許可期間延長申請書に、現に同居している者に係る住民票の写しその他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、第7条の2第2項の規定により定期使用許可の期間を延長したときは、その者に対して、様式第2号の6の県営住宅定期使用許可期間延長通知書を交付するものとする。

追加〔平成18年規則40号〕

（敷金の金額）

第8条 条例第18条第1項第2号に規定する敷金の金額は、3月分の家賃に相当する金額とする。

追加〔平成元年規則63号〕、一部改正〔平成8年規則90号〕

（請書）

第9条 条例第18条第1項第3号の請書は、様式第3号によるものとし、その提出部数は、正本1通及び副本1通とする。

2 前項の請書には、様式第4号の県営住宅入居者名簿並びに連帯保証人の様式第4号の2の連帯保証人資格申告書及び印鑑証明書を添付しなければならない。

一部改正〔昭和46年規則59号・56年96号・61年64号・平成3年29号・6年81号・8年90号・15年5号〕

（連帯保証人の免除）

第10条 条例第18条第1項第3号に規定する連帯保証人と連署できない特別の事情のある者は、次の各号のいずれかに該当する者で、特に知事が必要と認めたものとする。

(1) 条例第7条第1項第2号アからサまで又は附則第6項各号に規定する者

(2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民

追加〔昭和56年規則96号〕、一部改正〔平成6年規則81号・8年90号・14年3号・24年22号・39号・26年22号〕

（敷金、家賃等の減免又は徴収猶予）

第11条 条例第18条第2項の規定により敷金の減免若しくは徴収猶予を受け、又は条例第29条（条例第42条第3項、第43条第2項又は第44条第3項において準用する場合を含む。）の規定により家賃、割増賃料及び金銭の減免若しくは徴収猶予を受けようとする者は、様式第5号の家賃等減免（徴収

猶予）申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書のうち、敷金、家賃、割増賃料及び金銭の減免又は徴収猶予に係るものには、所得証明書、医師の発行する診断書その他減免又は徴収猶予を受けようとする理由を証明する書類を添付しなければならない。

3 第1項の申請書には、敷金、家賃、割増賃料又は金銭の徴収猶予を受けようとする場合にあっては、連帯保証人が連署しなければならない。

一部改正〔昭和39年規則122号・46年59号・61年64号・平成3年29号・8年90号・22年8号〕

（連帯保証人の収入）

第12条 条例第19条第1項第2号の額は、104,000円とする。

追加〔平成8年規則90号〕、一部改正〔平成24年規則22号〕

（連帯保証人の変更）

第13条 条例第19条第2項に規定する連帯保証人を変更しなければならない事由は、次に掲げるものとする。

(1) 住所不明

(2) 後見開始又は保佐開始の審判

(3) 失業その他保証能力に著しく影響を及ぼす事情の発生

(4) 死亡

追加〔昭和56年規則96号〕、一部改正〔平成8年規則90号・12年18号〕

第14条 条例第19条第2項の規定により連帯保証人の変更事由について届け出て新たな連帯保証人について承認を受けようとする者は、様式第6号の県営住宅入居者連帯保証人変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、新たな連帯保証人の様式第4号の2の連帯保証人資格申告書及び印鑑証明書を添付しなければならない。

追加〔昭和56年規則96号〕、一部改正〔昭和61年規則64号・平成3年29号・8年90号・15年5号〕

（入居者の地位の承継）

第15条 条例第20条の規定により入居の承継の承認を受けようとする者は、様式第7号の県営住宅承継承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、住民票、戸籍謄本又は除籍謄本を添付しなければならない。

3 条例第20条の規定により入居の承継の承認を受けた者は、知事の指定する期限までに、様式第3号の請書の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

4 第9条第2項の規定は、前項の請書について準用する。

追加〔昭和46年規則59号〕、一部改正〔昭和56年規則96号・平成3年29号・6年81号・8年90号〕

（収入の申告）

第16条 条例第22条第1項の規定により収入を申告しようとする者は、様式第8号の収入申告（収入状況報告）書を知事に提出しなければならない。

追加〔平成8年規則90号〕

（収入の額の通知等）

第17条 条例第22条第3項の規定による収入の額の通知は、様式第9号の収入認定通知書によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第38条第1項の規定による認定があった場合にあっては、同項の通知は、様式第10号の収入認定基準超過認定通知書によるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、条例第40条第1項の規定による認定があった場合にあっては、第1項の通知は、様式第11号の収入認定兼収入基準超過認定兼高額所得認定通知書によるものとする。

4 条例第22条第4項の規定により意見を述べようとする者は、様式第12号の収入認定（収入基準超過認定・高額所得認定）に対する意見申出書を知事に提出しなければならない。

5 条例第22条第4項の規定による更正は、様式第13号の収入認定（収入基準超過認定・高額所得認定）更正通知書を意見を述べた入居者に交付して行うものとする。

6 第4項の意見申出書には、所得証明書を添付しなければならない。

追加〔平成8年規則90号〕、一部改正〔平成22年規則8号〕

(家賃の額)

第18条 条例第23条第1項に規定する普通県営住宅の毎月の家賃は、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「政令」という。)第2条第2項に規定する家賃算定基礎額に別表第1応益係数の欄に掲げる数値を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

2 条例第23条第3項に規定する近傍同種の住宅の家賃は、別表第1のとおりとする。

全部改正〔平成8年規則90号〕、一部改正〔平成8年規則90号・22年8号〕

第19条 条例第24条に規定する改良県営住宅の家賃は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 別表第2に掲げる改良県営住宅にあっては、同表に定める額

(2) 別表第2の2に掲げる改良県営住宅にあっては、政令第2条第2項に規定する家賃算定基礎額に同表応益係数の欄に掲げる数値を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)。ただし、当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合又は改良県営住宅の入居者からの収入の申告がない場合にあっては、同表近傍同種の住宅の家賃の欄に定める額

全部改正〔平成17年規則54号〕、一部改正〔平成22年規則8号〕

第20条 条例第25条に規定する特別賃貸県営住宅の家賃は、別表第3のとおりとする。

追加〔平成8年規則90号〕

(特別賃貸県営住宅の家賃に対する助成)

第21条 条例第27条第1項に規定する家賃に対する助成は、別表第4に掲げる特別賃貸県営住宅について行うものとする。

追加〔平成元年規則63号〕、一部改正〔平成5年規則84号・8年90号・12年100号〕

(特別賃貸県営住宅の家賃に対する助成の申請)

第22条 前条の家賃に対する助成を受けようとする者は、毎年知事の指定する日までに様式第14号の特別賃貸県営住宅家賃助成申請書に所得証明書その他知事が必要と定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請に基づき、家賃の助成額を決定したときは、当該助成額その他必要な事項を記載した様式第15号の特別賃貸県営住宅家賃助成決定通知書を申請者に交付するものとする。

追加〔平成元年規則63号〕、一部改正〔平成3年規則29号・平成8年90号〕

第23条 削除

削除〔平成12年規則100号〕

(特別賃貸県営住宅の家賃に対する助成)

第24条 別表第4に掲げる特別賃貸県営住宅に係る条例第27条第2項に規定する入居者の負担能力を勘案して規則で定める額(以下「入居者負担額」という。)は、同表の左欄に掲げる住宅ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる収入区分(以下「収入区分」という。)及び期間に応じ、同欄に定める額とし、同表の中欄に掲げる家賃月額から入居者負担額を減じた額を助成額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第22条第1項の規定により家賃に対する助成の申請をした日における入居者の収入が322,000円を超え、収入区分が移行するときは、収入区分の移行に係る経過措置として家賃月額から次の各号に定める額を減じた額を助成するものとする。

(1) 収入区分の移行が生じた該当年(以下「収入移行の年」という。)については、前項の規定によりその年について定めた移行後の収入区分に係る入居者負担額から当該入居者負担額と同項の規定によりその年について定めた移行前の収入区分に係る入居者負担額との差額に4分の3を乗じて得た額を減じた額

(2) 収入移行の年の翌年については、前項の規定によりその年について定めた移行後の収入区分に係る入居者負担額から当該入居者負担額と同項の規定によりその年について定めた移行前の収入区分に係る入居者負担額との差額に2分の1を乗じて得た額を減じた額

(3) 収入移行の年の翌々年については、前項の規定によりその年について定めた移行後の収入区

分に係る入居者負担額から当該入居者負担額と同項の規定によりその年について定めた移行前の収入区分に係る入居者負担額との差額に4分の1を乗じて得た額を減じた額

3 前2項の規定にかかわらず、第22条第1項の規定により住宅の家賃に対する助成の申請をした日における入居者の収入が601,000円を超えるときは、助成を打ち切るものとする。ただし、打ち切りに係る経過措置として、助成の打ち切りの該当年については、前2項の規定によりその年について算出した助成額に2分の1を乗じて得た額を助成するものとする。

4 前2項の規定は、入居申込みをした日の属する年における家賃に対する助成については適用しないものとする。

追加〔平成5年規則84号〕、一部改正〔平成6年規則73号・7年51号・8年79号・90号・9年59号・12年100号〕

第25条 入居者が特別賃貸県営住宅に入居した場合又は明け渡した場合において、その月の入居期間が1月に満たないときは、その月の家賃の助成額は日割計算によるものとする。

2 助成額は、前条第2項及び第3項の規定により算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

追加〔平成5年規則84号〕、一部改正〔平成8年規則90号・12年100号〕

(家賃の徴収期日)

第26条 条例第28条第1項の規定による家賃の徴収は、条例第23条から第26条までに規定する家賃にあっては条例第17条第1項の規定により知事が指定した日から、条例第42条第1項に規定する家賃及び条例第43条第1項に規定する割増賃料にあっては条例第38条第1項の規定による通知において知事が指定した月から、条例第44条第1項に規定する家賃にあっては条例第40条第1項の規定による通知において知事が指定した月からそれぞれ行う。

全部改正〔平成8年規則90号〕、一部改正〔平成8年規則90号・22年8号〕

(共益費を徴収する県営住宅)

第27条 条例第33条第1項に規定する共益費は、県が独立行政法人都市再生機構又は兵庫県住宅供給公社から借り上げ、普通県営住宅として転貸する住宅について、当該普通県営住宅の入居者から徴収する。

追加〔平成8年規則90号〕、一部改正〔平成11年規則77号・15年83号・16年51号〕

(共益費の範囲)

第28条 条例第33条第1項に規定する費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 共同部分に係る電気、ガス及び水道の使用料

(2) 共同施設の使用に要する費用

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が入居者の共通の利益を図るため特に必要があると認める費用

追加〔平成8年規則90号〕

(同居の承認申請等)

第29条 条例第35条第2項の規定により同居の承認を得ようとする者は、様式第16号の県営住宅同居承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 条例第35条第2項ただし書の規定により同居を届け出ようとする者は、様式第17号の県営住宅同居届を知事に提出しなければならない。

3 入居者は、同居者に異動が生じたときは、速やかに、様式第18号の県営住宅入居者異動届を知事に提出しなければならない。

一部改正〔昭和46年規則59号・平成8年90号〕

(用途変更等の承認申請)

第30条 条例第36条ただし書の規定により県営住宅の用途変更等の承認を得ようとする者は、様式第19号の県営住宅用途変更等承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、県営住宅の敷地又は建物の配置図及び平面図各2通を添付しなければならない。

一部改正〔平成8年規則90号〕

(収入状況の報告)

第31条 知事は、条例第38条第1項の規定による認定について必要があると認めるときは、入居者に対して、様式第8号の収入申告（収入状況報告）書及び所得証明書を提出させることがある。

一部改正〔昭和61年規則64号・平成8年90号〕

（収入超過又は高額所得の認定の通知等）

第32条 知事は、条例第38条第1項の規定により同項に掲げる収入の基準の額を超える収入がある旨の通知をするときは、普通県営住宅にあっては様式第10号の収入認定兼収入基準超過認定通知書を、改良県営住宅にあっては様式第20号の収入基準超過認定通知書を当該入居者に交付するものとする。

2 条例第38条第2項（条例第40条第3項において準用する場合を含む。）の規定により意見を述べようとする者は、様式第12号の収入認定（収入基準超過認定・高額所得認定）に対する意見申出書を知事に提出しなければならない。

3 条例第38条第2項（条例第40条第3項において準用する場合を含む。）の規定による更正は、普通県営住宅にあっては様式第13号の収入認定（収入基準超過認定・高額所得認定）更正通知書を、改良県営住宅にあっては様式第21号の収入基準超過認定更正通知書を意見を述べた入居者に交付して行うものとする。

4 知事は、条例第40条第1項の規定により同項に規定する高額の収入がある旨を普通県営住宅の入居者に通知をするときは、様式第11号の収入認定兼収入基準超過認定兼高額所得認定通知書を当該入居者に交付するものとする。

5 第2項の意見申出書には、所得証明書を添付しなければならない。

全部改正〔平成8年規則90号〕、一部改正〔平成8年規則90号・22年8号〕

（高額所得者に対する明渡しの請求）

第33条 条例第41条第1項の規定による普通県営住宅の明渡しの請求は、様式第22号の県営住宅明渡通知書によるものとする。

追加〔昭和46年規則59号〕、一部改正〔昭和56年規則72号・平成8年90号〕

（明渡しの請求を受けた高額所得者から徴収することができる金銭の額）

第34条 条例第44条第2項に規定する金銭の額は、当該普通県営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額とする。

追加〔平成8年規則90号〕

（住宅あっせんの申出）

第35条 条例第45条の申出をしようとする者は、様式第23号の住宅あっせん申出書を知事に提出しなければならない。

全部改正〔昭和46年規則59号〕、一部改正〔昭和56年規則72号・平成8年90号・22年8号〕

（明渡しの請求を受けた不正入居者等から徴収することができる金銭の額）

第36条 条例第47条第4項に規定する金銭の額は、普通県営住宅にあっては近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額とし、改良県営住宅及び特別賃貸県営住宅にあってはその家賃の額の2倍に相当する額とする。ただし、同条第1項第5号に該当する者に係る当該金銭の額は、普通県営住宅にあっては近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額とし、改良県営住宅及び特別賃貸県営住宅にあってはその家賃の額に相当する額とする。

追加〔平成8年規則90号〕、一部改正〔平成22年規則8号〕

（住宅の相互交換）

第37条 入居者は、他の公営住宅の入居者と相互に入れ替わろうとするときは、様式第24号の県営住宅交換申請書を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

全部改正〔昭和46年規則59号〕、一部改正〔平成8年規則90号〕

（県営住宅の明渡しの届出）

第38条 条例第48条の規定により県営住宅の明渡しを届け出ようとする者は、様式第25号の県営住宅返還届を知事に提出しなければならない。

一部改正〔昭和46年規則59号・平成8年90号〕

（立入検査証明書）

第39条 条例第52条第3項（条例第63条第1項において準用する場合を含む。）に規定する検査に当たる者の携帯する証明書は、様式第26号によるものとする。

一部改正〔昭和46年規則59号・平成8年90号・13年99号〕

(県営住宅建替事業により整備される公営住宅への入居)

第40条 条例第54条の規定による県営住宅建替事業により新たに整備される公営住宅への入居の申出は、様式第1号の県営住宅入居申込書によるものとする。

追加〔昭和46年規則59号〕、一部改正〔平成3年規則29号・8年90号・27年6号〕

(移転料の支払い)

第41条 県は、入居者が県営住宅建替事業の施行に伴い当該住居を移転した者に対しては、別に定める移転料を支払うものとする。

追加〔昭和46年規則59号〕、一部改正〔平成8年規則90号〕

(許可使用者)

第41条の2 条例第57条第2項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの
- ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護、配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による裁判所の命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- (2) 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項の規定による認定を受けた地域再生計画に基づき行う同条第4項第8号に規定する事業又はこれと同等の事業として知事が別に定める事業の用に供する普通県営住宅又は特別賃貸県営住宅を、当該事業の目的の範囲内で使用する者
- 追加〔平成18年規則40号〕、一部改正〔平成19年規則43号・20年54号・68号・22年8号・12号・23年41号・24年44号・26年11号・27年2号〕

(使用許可申請書)

第42条 条例第58条第1項に規定する申請書は、様式第27号によるものとする。

追加〔平成13年規則99号〕

(使用料の額)

第43条 条例第59条第1項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第57条第1項の規定による許可を受けた者 普通県営住宅にあつては近傍同種の住宅の家賃の額の2分の1に相当する額、特別賃貸県営住宅にあつてはその家賃の額の2分の1に相当する額
- (2) 条例第57条第2項の規定による許可を受けた者 普通県営住宅にあつては政令第2条第2項に規定する家賃算定基礎額に別表第1応益係数の欄に掲げる数値を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合は、近傍同種の住宅の家賃の額）、特別賃貸県営住宅にあつてはその家賃の額に相当する額

追加〔平成13年規則99号〕、一部改正〔平成18年規則40号・22年8号・12号〕

(使用料の徴収期日)

第44条 条例第63条第1項において準用する条例第28条第1項の規定による使用料の徴収は、条例第58条第2項の規定により知事が通知した使用開始可能の日から行う。

追加〔平成13年規則99号〕

(明渡しの請求を受けた許可使用者から徴収することができる金銭の額)

第45条 条例第63条第1項において準用する条例第47条第4項に規定する金銭の額は、普通県営住宅にあつては近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額、特別賃貸県営住宅にあつてはその家賃の額の2倍に相当する額とする。

追加〔平成13年規則99号〕、一部改正〔平成18年規則40号・22年12号〕

(駐車場の名称、位置等)

第46条 条例第64条第2項に規定する駐車場の名称、位置等は、別表第5のとおりとする。

追加〔平成20年規則42号〕

(駐車場の利用許可申請書等)

第47条 条例第65条に規定する申請書は、様式第28号によるものとする。

2 条例第65条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 氏名及び住所

(2) 利用の許可を受けようとする駐車場の名称

(3) 駐車場の利用に係る自動車の登録番号及び種別

(4) 駐車場の利用開始予定年月日

3 第1項の申請書には、自動車検査証の写しその他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

追加〔平成20年規則42号〕

(駐車場利用許可書)

第48条 条例第67条の規定による利用許可をする旨の通知は、様式第29号の駐車場利用許可書を交付することにより行うものとする。

追加〔平成20年規則42号〕

(申請内容の変更等の届出)

第49条 条例第68条第1項の規定による届出をしようとする者は、様式第30号の駐車場利用変更届に、変更に係る事項を証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

2 条例第68条第2項の規定による届出をしようとする者は、様式第31号の駐車場利用廃止届を知事に提出しなければならない。

追加〔平成20年規則42号〕

(駐車場の利用料金の限度額)

第50条 条例第71条第3項に規定する規則で定める額は、別表第5のとおりとする。

追加〔平成20年規則42号〕

(書類の経由)

第51条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類(第4条第1項に規定する書類及び条例第57条第1項又は第2項の規定による許可使用者の普通県営住宅の使用に関する書類を除く。)は、当該住宅に県営住宅管理人が置かれている場合にあっては当該県営住宅管理人を経由して提出しなければならない。

追加〔昭和46年規則59号〕、一部改正〔平成8年規則90号・13年99号・18年40号・20年42号・22年8号〕

(指定管理者の管理)

第52条 条例第70条の規定により県営住宅及び共同施設の管理を同条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が行う場合には、条例に基づく権限のうち、条例第64条第1項、第67条、第68条及び第69条第1項に基づく権限は、指定管理者が行うものとする。

追加〔平成20年規則42号〕

(補則)

第53条 この規則に定めるもののほか、条例の実施について必要な事項は、別に定める。

追加〔昭和46年規則59号〕、一部改正〔平成8年規則90号・13年99号・20年42号〕